

令和8年3月27日

工事請負事業者各位

名古屋市住宅供給公社

工事請負契約における入札金額の内訳の記載確認について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入契法」という。）」第12条の改正により、建設業者は入札時に入札金額の内訳を記載した書類を提出することとされていますが、その内訳に、①材料費、②労務費、③法定福利費の事業主負担額、④安全衛生経費、⑤建退共制度の掛金の5項目の記載が義務付けられました。

当公社においても、入契法の改正の趣旨に則り、下記のとおり「**入札時における入札金額の内訳の記載確認**」を実施することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 入札時の積算内訳書の提出及び金額の内訳の記載確認

- ・当公社の実施する工事請負契約の入札において、下記期日以降に実施する入札において、入札書の提出と同時に積算内訳書の提出を求めるとします。入札時には、積算内訳書を重ねて投函してください。
- ・上記積算内訳書の内容について、従前の内容に加え、別紙「**積算内訳書別紙：入札契約適正化法第12条に基づく入札金額の内訳**」（以下、「積算内訳書別紙」）に①材料費 ②労務費 ③法定福利費の事業主負担額 ④安全衛生経費 ⑤建退共制度の掛金を必ず記載のうえ、添付してください。

（別紙「**積算内訳書別紙：入札契約適正化法第12条に基づく入札金額の内訳**参照」）

2 実施時期および対象入札

令和8年4月1日以降に公告又は通知を行う工事請負に係る入札から実施します。

なお、経過措置として令和9年3月31日までに実施する入札においては入札時に積算内訳書及び積算内訳書別紙の提出がなかった場合や内容に不備があった場合でも、その後速やかにご提出をいただくことで入札を有効としますが、令和9年4月1日以降におこなう入札において、入札時に積算内訳書及び積算内訳書別紙の提出が無い場合は、その入札を無効とさせていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

総務部総務課経理係

TEL (052) 523-3942

<参考>

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）
令和7年12月12日施行 抜粋 ※下線部が改正箇所

（入札金額の内訳の提出）

第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

（各省各庁の長等の責務）

第13条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和6年国土交通省令第105号） 令和7年12月12日施行 抜粋 ※下線部が改正箇所

（適正な施工を確保するために不可欠な経費）

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第

12条の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。

一 法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）

二 安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）

三 建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2

条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順】

・国土交通省の公表している、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順です。

掲載先⇒国土交通省 HP

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/563278.pdf>

又は「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）」で検索

(別紙)

作成日： 年 月 日

・入札日と一致させてください

積算内訳書別紙：入札契約適正化法第 12 条に基づく入札金額の内訳

工事名： _____

上記工事における入札金額の積算内訳書に記載された金額のうち、入札契約適正化法第 12 条に基づく金額は次のとおりです。

入札契約適正化法第 12 条に基づく項目	金額 (円)
① 直接工事費のうち材料費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
② 直接工事費のうち労務費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
③ 現場管理費のうち建退共制度の掛金	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
④ 工事原価のうち法定福利費の事業主負担額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇
⑤ 工事原価のうち安全衛生経費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇

※工事原価とは、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の合計をいう。

- ・積み上げ可能な範囲で記載してください。
- ・市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
- ・建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、「現場管理費のうち建退共制度の掛金」の欄には「-」と記載してください。

※本例はあくまで作成例であり、①～⑤の項目が記載されていれば独自の様式による内訳の添付でも構いません。

入札金額の内訳の記載確認に関するQA

Q1 ①材料費/②労務費 に記載する内容とは

A1 下表を参考としてください

国土交通省作成「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月）」） p12 表2

	材料費	労務費
必要項目	・主要な材料費	・積上げ生産方式の工種 ・施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・雑材料 ・建設機械の燃料費 ・仮設材の賃貸料金	・市場単価方式の工種 ・土木工事標準単価方式の工種 ・建設機械の運転労務
不要項目		・現場技術職員等の給与・手当 ・資材搬入の運転労務

Q2 ③建退共制度の掛金に記載する内容とは

A2 国土交通省作成「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月）」） p13 を参考としてください

(ガイドライン p 13 抜粋)

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額の記載を行う。

- ・ 下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合
- ・ 入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「-」と記載を行う。

- ・ 入札参加者及び全ての下請予定業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合
- ・ 入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事する労働者がいない場合

現場労働者の法定福利費の事業主負担額と建退共の掛金は、公共土木工事の積算上、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。公共建築工事については、現場労働者の法定福利費の事業主負担額は一般的に直接工事費に含まれるため、工事原価の内数として記載することとしている。また、建退共の掛金は、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている

Q3 ④現場労働者の法定福利費の事業主負担額に記載する内容とは

A3 健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分を記載してください。

なお、次のアドレスは国土交通省が公表している法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順ですので、参考としてください。（国土交通省 HPより）

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/563278.pdf>

又は「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）」で検索

Q4 ⑤安全衛生経費に記載する内容とは

A4 下表を参考としてください

国土交通省作成「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月）」 p14 表4より

費用区分		主な内容		細目	
直接 工事 費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱	
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工	
		土留め		・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）	
		土留め支保工		・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）	
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業台 ・ 重機移動用敷き鉄板	
		交通規制		・ 交通誘導警備員	
		仮囲い		・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート	
間接 工事 費	準備費	調査費用		・ 埋設物調査試験ほか	
		交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、 工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板	
	安全費	安全管理等に要する費用	監視連絡等に要する費用		・ 列車見張り等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、 構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
			安全意識、注意喚起に要する費用		・ 各種注意看板標識、安全掲示板
			保護具類		・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、 耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
			作業環境		・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器 （酸素濃度ほか）
	現場管理費	現場環境改善費	警報設備		・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函） ・ ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計
			倉庫費	倉庫、材料保管等に要する費用	・ 火薬庫など
	現場管理費	現場環境改善費	現場環境改善費		・ 照明器具、熱中症対策設備
			疾病・衛生対策費		・ 健康診断（一般・特殊健診）
現場管理費	現場環境改善費	安全訓練研修等に要する費用		・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、 安全協議会、安全大会、RST、CFT	

Q5 記載した労務費等の金額次第で失格となる場合がありますか

A5 現段階では、積算内訳書記載の労務費等の金額により、失格とすることはありませんが、内訳の確認をさせていただく場合があります。

Q6 入札時に積算内訳書の添付を忘れてしまった場合、失格となりますか

A6 無効の扱いとなります。ただし、令和9年3月31日までは経過措置期間とし、この間は積算内訳書の添付が無い場合も即座に失格とせず、速やかな提出を求める措置をとらせていただきます。

積算内訳書別紙：入札契約適正化法第 12 条に基づく入札金額の内訳

工 事 名： _____

上記工事における入札金額の積算内訳書に記載された金額のうち、入札契約適正化法第 12 条に基づく金額は次のとおりです。

入札契約適正化法第 12 条に基づく項目	金 額 (円)
① 直接工事費のうち材料費	
② 直接工事費のうち労務費	
③ 現場管理費のうち建退共制度の掛金	
④ 工事原価のうち法定福利費の事業主負担額	
⑤ 工事原価のうち安全衛生経費	

※工事原価とは、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の合計をいう。

- ・積み上げ可能な範囲で記載してください。
- ・市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、「算出不能」、「経常不可」等、その旨がわかるように記載してください。
- ・建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、「現場管理費のうち建退共制度の掛金」の欄には「-」と記載してください。